

〔出題趣旨〕

設問 1 は、取締役の報酬請求権がどのような場合に発生するか（発生しないか）の理解とともに、イレギュラーな形で報酬が支払われた場合の会社側の返還請求権について信義則が問題となるとした最判平成 21 年 12 月 18 日判時 2068 号 151 頁の理解を問うものである。また設問 2 は、本件で問題とされている取引が取締役会決議による決定を要するものであるかを判断したうえで、もし必要であるとされた場合には取締役会決議が成立しているか否かを、最判昭和 44 年 12 月 2 日民集 23 卷 12 号 2396 頁に従って判断することが求められる。

〔採点基準〕

設問 1

- ・ B の報酬請求権が成立しているか否か 15 点
（適法な株主総会がない以上、報酬請求権は成立していない、とも解されるし、定時株主総会における報告によって報酬請求権が成立している、ともいえる）
- ・ 甲社の返還請求権は認められるか 15 点
（最判平成 21 年 12 月 18 日では、信義則の考慮要素として報酬の支払いに対する被支給者の信頼、報酬支給者側の認識、実際の功労の有無を挙げている。これらの事実を問題文から拾って、評価を加えることが求められる）

設問 2

- ・ 令和 4 年 11 月 10 日の取締役会決議が無効であるか 15 点
（最判昭和 44 年 12 月 2 日の枠組みに従い、G が出席してもなお結論に影響がなかったといえるかどうかを判断する）
- ・ 取締役会決議の効力に応じて本件取引の効力を判断している 5 点